

ノーマライゼーションをはばむ考え方について

— 連携・協力の本質にあるもの —

河野哲也

(防衛大学校)

I 序：日本におけるノーマライゼーション実現の遅れ

ノーマライゼーション(あるいはインクルージョン、障害者が参加する社会)の実現は、国連および先進諸国が一貫して追及してきた課題です。

国連による国際障害者年(1981)のテーマは、障害のある人の「完全な社会参加と平等」であり、この実現にむけて「障害者にかんする世界行動計画」が採択され、ご存知のように、1983-92年が「国連障害者の10年」とさだめられました。

さらに国連は、1992年に「社会への障害をもつひとびとの完全統合にむけて」、93年に「社会のあらゆる側面における障害をもつひとびとの積極的かつ完全なインクルージョンと、そこにおける国連の主導的役割」といった行動計画を総会決議しました。そこでは、障害をもつひとびとの機会均等、自立促進、社会への完全なインクルージョンが目標としてかけられています。またおなじ年に、国連総会決議にもとづいてウィーン世界人権会議が開催され、2010年までに「万人のための社会」をつくりあげることが国連の障害者問題の課題であるとされました(滝坂 2000)。

一方、日本でも、総理府の主導のもとで「障害者対策に関する新長期計画(1993~2002)」がたてられました。そこでは、ノーマライゼーションの理念のもとに、「障害者の主体性・自主性の確立」、「すべてのひとの参加によるすべてのひとのための平等な社会づくり」がうたわれ、1995年12月には、重点施策実施計画「障害者プラン~ノーマライゼーション7か年戦略~」が定められました。

「障害者プラン」では、2002年までに整備すべき施設などの数値目標が決められ、保険・福祉・教育・雇用など総合的な計画がたてられています。また平成8年の『障害者白書-障害者プランの着実な推進』では、「ノーマライゼーション」施策の推進が宣言されています。

このような国連、先進諸国、日本政府の主導にもかかわらず、ノーマライゼーションは日本ではいまだに十分な認知を得ていません。教育におけるノーマライゼーションの実現も(日本は「障害児」と認定される割合が低いとはいえ)部分的にとどまっており、一般の保護者や教育者のあいだに消極的な意見も絶えません。

なぜ、おおくの先進国ですでに導入されている統合教育

が、日本では遅々として実現されないのでしょうか。もちろん、法制度や設備の不備、教員の配置など現実的な問題も多々あるでしょうが、やはり、現在の日本社会にひそんでいるある種の社会観や人間観に問題の根本があるように思えます。

そこで本論では、そもそもノーマライゼーションとは正確にはどういう考え方であるのか、どういった考え方がノーマライゼーションの実現をはばんでいるのかについて考察してゆきます。

II 「障害者」と老人

やや唐突ですが、ふだんわたしが不思議に思っていることからお話を始めます。

ご存知のように、老人のかかなりの割合が障害をもっています。おおくの高齢者が、運動障害、視覚障害、難聴、老人性痴呆症などの知的障害、記憶障害、病気やケガによる末梢性の障害などの障害をこうもっています。程度も質も多様です。障害をもったひとの大部分は高齢者層に属しているといつてもよいでしょう。でも奇妙なことに、「障害者」あるいは「障害をもったひと」という言葉をつかった場合、老人をふくめていない場合がおおいのではないのでしょうか。

実際、障害をもった高齢者と「障害者」とは、ずいぶんあつかわれ方が違うように思います。たとえば、老人は、ある種の配慮や支援の対象ですが、だれもそのことをことさら強調しません。老人は若年者と一緒に活動することもありますし、場合によっては、老人どうしであつまって交流したり仕事をしたりもしますが、どういう集団に属するかは多様で、かなり自由です。あるいは、「わたしの父は老人性痴呆症になりました」と言っても、カミング・アウトとして大仰にうけとられることもなく、相手の反応もごく自然です。

この意味で、障害をもった高齢者はすでに一般社会に「統合」されているのではないのでしょうか。もちろん、あらゆる老人が十分な配慮の対象になっているとか、質の高い生活をおくっているとか、充実した社会参加をしているとかいうつもりはありません。老人福祉や介護は、さまざまに困難な問題をかかえているでしょう。にもかかわらず、障害をもった老人は、いわゆる「障害者」としてギクシャクとしたあつかわれ方をされていないと思われれます。

この違いはどこからくるのでしょうか。もちろん、障害をもった老人は年をとって、いわゆる「障害者」はそれより若いからですが、これはなにを意味しているのでしょうか。おそらく年功序列とでもいうべき尺度が当てはめられているのでしょうか。高齢者たちは実社会で十分にはたらし、社会を「卒業」したとみなされています。一方、「障害者」たちは若くて、まだ社会を「卒業」していない。それどころか、まだ実社会なるものの「入学」条件をパスできていないと考えられているのではないのでしょうか。社会に参加するには資格がいるというのです。

こうした考えは、「障害を克服して社会復帰を」とか、「障害者は、みずから能力向上し、社会の要求する基準に到達しなければ、一般社会に参加できない」とかいった障害観につながっています。ご存知のように、そこからは、「障害は克服すべきものだ」「くるしくとも障害者はリハビリや訓練にはげむべきだ」という教育・訓練観がうまれたり、逆に「かわいそうだから、(社会に、仲間に)入れてあげよう」といったあやまった同情論がうまれたりします。また障害をもったひとの側からも、健常者の反応に対抗するかたちで、「障害者は健常者とは異なるひとつの民族だ」といった孤立主義的な発想が生じてきます。

これらのどの考え方も、社会には一種の参加条件があり、「障害者」はこの条件をクリアできていないという前提にたっています。老人はこの社会をすでに参加終了(卒業)しているので「障害者」ではない、ということになります。これでは、「障害者」とは定義上「社会参加できないひとびと」である、ということにならないのでしょうか。

このような考え方ほど、ノーマライゼーションから遠いものはありません。近年、「障害は個性である」という主張がなされたことがありました(小池 1996; 石渡 1997; 総理府 1995a)。もちろん、この主張をするひとたちの善意はよく理解できるのですが、それでもわたしには賛成できません。

障害=個性論は、うえの「障害は克服して社会復帰を」といった障害観にたいする批判としてあらわれたはずです。障害を個性として主張するひとたちは、障害をもったひとがそのまま「人並み」であること(「障害はただの特徴である」)、あるいは、「人並み以上」であること(「障害は特長である」)を強調しています。しかしこの考えは、障害=個性論が批判しているひとびとと共通の前提にたっていないのでしょうか。つまり、あるひとが社会に参加するには、「人並みか、それ以上」という一種の資格が必要だという前提です。旧来の障害観はその資格を実際にあたえようとし、障害=個性論はその資格をすでにもっていると思なそうとしています。しかし、障害が障害のままでは、ひとは一般社会に参加できないのでしょうか。ノーマライゼーションを実現するのに、障害に価値をあたえ、障害者の正当化

をおこなう必要があるのでしょうか。

残念ながら、両者の社会観には根本的な違いはなく、こうした考えが払拭されないかぎり、ノーマライゼーションの実現は十分なものにならないと思います(河野 2000)。

Ⅲ ノーマライゼーションをはばむ社会

では、ノーマライゼーションをはばみ、障害をもったひとの社会参加をこぼんでいる考え方とは、どのようなものなのでしょうか。

それは、社会の観点から個人を見る集団中心の考え方です。この考え方は、どの社会集団に帰属させるか、どの組織の一員にさせるかといった観点から個人をとらえます。そこでは、社会や組織は、動かしがたい既存の秩序と見なされていて、個人はその鋳型にはまるべきだとされます。社会はまったく固定していて、個人のほうがそこに適応・順応すべきだということです。あらたく社会にはいろいろとするひとは、どのようなものであれ、そのルールや慣習を丸飲みしなければならず、さらに人間関係の秩序を尊重しなければならぬと考えられています。

よって、個人のほうが社会にあわせるのが当然とみなされていますので、障害をもったひとは「社会参加するのに十分でない」とか、「社会に適応できない」とか判断されます。この集団中心の考え方こそがノーマライゼーションの実現をはばんでいるのですが、わたしにはおなじ考えが、一般のひとびとをもくろしめているように思えます。

このような形でノーマライゼーションをはばんでいる現在の日本社会は、「一元的発信社会」、あるいは「タテ型社会」として特徴づけられると思います。一元的発信社会とは、情報や指令が一個所から発信され、それが幾層もの中間段階をへて、一般へと伝達されてゆくような社会のことです。職場であれば、成員のひとりひとりが指示をうける上位者をひとりとはもっている社会を意味します。

この社会は以下のようなピラミッド状をなしているのです。「タテ型社会」とよぶこともできます。ちなみに、「タテ型社会」という概念は、中根の著作(中根 1967, 1978)からいくつかの示唆を得てはいますが、基本的にべつ概念と考えてください。本論では、中根がもちいる「タテ社会」

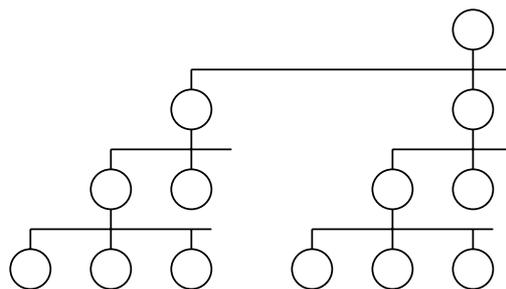


図 1

という表現と区別して、「タテ型社会」という用語をもちいています。(図1)

この社会・組織の典型例は官僚制です。図を見ておわかりのように、この社会のコミュニケーションのチャンネルは縦です。ここからつぎのような特徴がうまれます。

- ① 社会がいくつかの階層(グレード)によって構成されます。ここでいう階層(グレード)とは階級(クラス)ではありません。階級は、カースト制や封建制における士農工商のように出自によって決定されている社会層をさしますが、タテ型社会の階層は、会社における地位のように、ひとりの人生において上昇可能です。
- ② 命令・指令、したがうべき価値・規範が上からきます。
- ③ 成員は階層上の地位を上昇することに価値を見出すようになります。
- ④ 人間関係が上下を基本としてつながっており、横のつながりに弱い傾向があります。もちろん、一元的発信社会においても、横どうしてインフォーマルなコミュニケーションはおこなわれています。しかし、フォーマルな(正式の)コミュニケーションは縦にしかありません。たとえば、タテ型の企業では、いわゆるヒラ社員どうして頻繁に情報交換をおこなっていても、指令したり、正式な情報伝達をおこなったりすることはできません。
- ⑤ 権威と権力がトップに集中する。
- ⑥ 上下関係は、ルール・法規以上に重要となります。法律や規則は、本来、地位や人間関係とは関係なく全員に適用されるものです。しかし、一元的発信社会を構成している当のコミュニケーションは縦の指令関係にあるため、この社会においてルールや法規は二次的な意味あいしかもたなくなる傾向にあります(中根 1967: 119-122)。

このことは一元的発信社会・タテ型でない社会と比較してみるとあきらかになります。たとえば民主主義国家は、タテ型の指令ではなく、憲法や法律という相互的な指令によって社会が構成されています。民主主義の第一の要件として法治主義があげられますが、これは、近代国家にとって法がもっとも基本的な指令であることを意味しています。

このような一元的発信社会は情報や知識の発信源がきわめて小さな集団に限られているのが特徴であり、日本特有のものではありません。

ところで、このような社会のあり方は、あとでくわしく述べますが、近代的な市民社会ないし市民国家のあり方とはいちじるしく異なります。いうまでもなく、日本は、憲法上では近代市民国家です。にもかかわらず、日本では、いつもひとを、市民社会の一員としてではなく、一元的発信社会の構成員としてとらえようとしています。それで障害をもったひとたちは「参加資格をパスできないひと」とみな

され、社会を「卒業」した老人は「障害者」から除外されるのではないのでしょうか。

タテ型の組織も、その限界を意識しながら、社会の一隅に存在しているだけならば問題はないと思います。問題は、組織や社会といえば、つねに一元的発信的なものと思ひこみ、あらゆるひとを上下の指令関係、タテ型の人間関係にとりこもうとする点にあるのです。

IV 一元的発信社会の問題点

さて、以上に定義したタテ型社会には、たとえば、以下のような重大な欠点があります(Rogers 1985)。

- ① 中間段階で情報が歪曲されたり、制限されたりする。
- ② 負のフィードバックが利きにくい。
- ③ 派閥主義が横行する。
- ④ コンティンジェンシーへの対応が弱い。
- ⑤ 規則や法律より上下関係が重視される。
- ⑥ 組織が閉鎖的になりやすい。
- ⑦ 新規参加者が冷遇される。

これらのすべてをくわしく論じることはできませんが、ノーマライゼーションにかかわる⑥と⑦の問題点を説明しておきましょう。

まず⑥の「組織が閉鎖的になりやすい」ことについてです。一元的発信社会(タテ型社会)はピラミッド型をしています。このかたちを上から押しつぶしてみれば、トップが中心にいて、下層が周辺にいることになります。周辺とは、組織が外部の世界と接する場所です。よって、この社会では上層部が現実から乖離しやすく、閉鎖的・自己完結的になりやすいといえます。

どの社会も、どの組織も一定の目的をもっていきなり、奉仕すべき対象があります。近代国家は国民の利益のために組織されていますし、私企業は顧客の要望にこたえることで収益をあげます。株式会社は、利益を株主に還元するという目的をもっていきなり。

これらの目的や対象はいずれも組織の外部に存在しています。しかし、一元的発信社会は、その閉鎖性ゆえに、外部にある目的や奉仕すべき対象をみうしないやすいのです。組織は本来、目的や対象にあわせてみずからを変えてゆかねばならないはずですが、一元的発信社会では、目的や対象のほうをタテ型の組織の都合にあわせようとしています(奥中 1994)。

現在の企業経営では、生産者中心主義から消費者(顧客)中心主義へという経営転換がうまくとめられています。これは、組織論的にいえば、タテ型社会からの脱却をめざしているといえるでしょう(大塚 2000)。組織が目的や対象をみうしなうことは、自分自身の存在根拠をほりくずすことになります。昨今の企業倒産のいくつかは、組織が

閉鎖的になったことに起因しています。

教育機関における奉仕すべき対象とは、もちろん、子ども、生徒、学生にほかなりませんし、かれらが未成年の場合、二次的にはその保護者の方々となるでしょう。教育機関や制度は、これらの「顧客」に応じて編成されなければならないはずで

第二に、⑦の「新規参入者の冷遇」もこのタイプの組織の重大な欠点です。タテ型社会は、外部のひとやあたらしいひとにたいして異常な警戒心をしめします。

社会心理学者の山岸俊男は、日本人とアメリカ人の他人の信頼度を比較したおもしろい研究を発表しています(山岸 1990, 1997)。信頼感尺度をもちいた調査結果によれば、アメリカ人とくらべると、日本人は他人にたいする一般的信頼感がかなり低く、したがって、見知らぬ他人どうしが集まっても相互協力ができあがりにくいのだそうです。

「日本人は集団主義、アメリカ人は個人主義」と俗に言われていますので、この調査結果は一見、意外に思えますが、よく考えれば不思議なことではありません。山岸の分析では、日本の集団は相互に監視し規制しあうシステムをとっているのです、その監視・規制がはたらかないところ(たとえば、初対面のひとたちの集まり)では、相手を利用せず、相互の協力度も低くなるのです。

同様に、社会的ジレンマが生じると、集団をはなれる傾向は日本人のほうがはるかに高いそうです。みずしらずのひとたちの集まりに解決のむずかしい課題をあたえると、日本人は平均20回中8回も集団をはなれるのにたいし、アメリカ人は平均して1回にとどまっています。こうした集団離反の傾向も、やはり、他人にたいする信頼度の低さに原因があります。

一元的発信社会は強度の監視・規制システムです。この組織にコミットした生活をおくっていると、集団の外にいる人間につよい不信感をいだくようになります。したがって、タテ型社会には、歓待の精神(ホスピタリティ)が欠けています。ひとは組織の管理化にはいらぬかぎり、信頼されません。新規参入者は、組織の序列の末端に配置され、組織の既存の秩序をなによりも重んじるように指導されます。新規参入者は、従来の組織に同化するかぎりにおいてのみ存在をゆるされるわけです。

こうした従来の組織への同化がつよく求められている場合、それは、障害をもったひとたちにとっては生きにくい環境であることはあきらかです。

V 一元的発信社会と現代日本

すでにお気づきのように、いまの日本では、この一元的発信社会(タテ型社会)の問題点があらゆるところで吹きだしています。

たとえば、この十年ほど、公官庁や大企業による組織的な不正や不祥事があいつぎ、深刻な社会不信をまねいています。薬害エイズ問題、金融不祥事、入札談合事件、警察不祥事、原子力発電所臨界事故、リコール・不良製品隠しなどがその代表例です。これらの問題を起こした組織は、いずれも閉鎖的でした。うえで述べた閉鎖性やルールの軽視といったタテ型社会の特徴が、組織的不正の温床となっているのではないのでしょうか。

ノーマライゼーションがなかなか実現しないという問題は、これらの社会不正とおなじ根をもっています。ノーマライゼーションを実現することと、組織的不正の根絶とは、おなじ社会改革を必要としているのではないのでしょうか。

これまでの日本は一元的発信社会でした。くりかえすように、これは日本だけの特徴ではありません。経済的に豊かになり、先進国において国民のプライドを満足させることが目標である場合には、この単純な目標に国民は丸丸となってむかえばよいのですから、画一的な行動をとる管理しやすい人間が重宝されます。これらのひとつとは、同じものを大量に作るような比較的単純な労働のために教育されています。それ以上に複雑で創造性が必要とされるような労働は、そのような社会ではほとんど存在しませんし、管理者たち自身の統治能力や知識もそれほど高くある必要はなかったのです。

こうした社会では、画一性を保つために監視と規制が重視されます。その結果、さきの山岸の指摘するように、ひとつとはおたがいに不信状態にあり、人間関係づくりに非常におおくの時間をさかねばなりません。当然、ひとりあたりの生産性は低くとどまります。

しかし、本来、日本はこうした段階をとうに超えているはずで

す。自国の通貨が強くなれば、国家は国民に均一的な労働力を求める必要はなくなります。真に近代化をはたした社会では、情報の発信源は多様・多数化し、組織でも創造性に富んだ自発的人間が重んじられます。「根回し」や不毛な会議に時間をかけることは人件費の無駄づかい以外のものではなく、それよりは個々人の知識・情報・スキルの向上をめざすべきだということになります。こうした社会では、工業やサービス業を超えて、知的産業が経済の主導的位置を占めるようになり、ひとりあたりの生産性は高くなります。

ところが、これだけ経済的には豊かになったにもかかわらず、日本人には不思議なほど近代化が終了したという自覚がありません。そのメンタリティはまだまだ貧しい時代のそれ、発展途上国のそれにとどまっています。作家の村上龍はつぎのような見事な指摘をしています。

「約二十年前に円が対ドルで二百円を切った、そのときに日本の近代化は終わった、近代化が終わるということは

国家的な大目標がもう終わったということで、そのあとは国家から個人へと価値観をシフトしていかなければいけない、この国ではそれがまったくできていないし、それが必要だというアナウンスもない、…日本人の中心的な感情は敗戦と近代化途上における“悲しみ”から、国家的目標の消失の次に来るべき個人的な価値観と目標を未だに見いだせないという“寂しさ”に変わりつつある。」(村上 1998：25)

端的に言いましょう。日本でノーマライゼーションがすまないのは、日本独特の文化のせいではなく、日本人のメンタリティが組織に依存するよりほかなかった時代の段階を抜けきれていないからです。

VI ノーマライゼーションとはなにか

それでは、ノーマライゼーションとは何でしょうか。ご存知のように、ノーマライゼーションという概念は、1950年代のデンマークで知的障害者の保護者の運動から生まれました。すでに、指摘されているように、この言葉にはふたつの意味がふくまれています(堀 1994, 1998；山本和儀 1995)。

まずなにより、障害をもったひとの生活を正常(ノーマル)なものとする。それは、健常者とおなじ人間として当たり前の生活をおくることであり、そのなかに一般社会の成員として生活するという含まれています。デンマークで提唱された原理によれば、「できるだけかれら(障害者)の暮らす社会で主流となっている、毎日の生活条件に近い環境で暮らすことができるようになる」ことを意味します(Nirje 1998：48)。ここでいう「主流となっている毎日の生活条件」には、日常の仕事やレジャーのノーマルなリズム、一般の人とおなじノーマルな成長過程やノーマルなライフサイクルがふくまれます。

第二に、すべてのひとがともに暮らせるように、社会のあり方を正常化すること。つまり、ノーマライゼーションとは、ほかのひととおなじ程度の利益を享受できるように、障害者をとりまいてる社会・環境の方を正常化するという意味です。一定のひとたちを、そのひとたちの意思に反して、分離して教育したり生活させたりする社会は正常ではないのです。したがって、ここには社会改革の要素がふくまれています。この言葉は、国連が1981年に定めた国際障害者年を契機としてひろまりましたが、その行動計画には、社会改革の意味がすくよくよく打ちだされています。

さて、ここでわたしが指摘したいのは、ノーマライゼーションの発想は、これまで説明してきた一元的発信社会とは正反対の社会観にたっているということです。一元的発信社会では、個人をタテ型プロセスにくみこもうとします。個人の方が社会に適応・順応しなければなりません。これ

にたいして、ノーマライゼーションは、個人に合わせて社会を設計する思想です。社会のほうが、個人に適応・順応しなければならないのです。

教育にかんしていうならば、画一的なプログラムや教育する側の都合にあわせて子どもを教育するのは、一元的発信社会の態度、あるいは生産者本位の態度です。くりかえすように、これは少数の人間で大量の人を管理しなければならない社会の特徴です(Foucault 1977)。これにたいして、ノーマライゼーションでもとめられているのは、子どもにあわせて教育をくみだてる消費者本位の態度です。ちなみに、近年の経営学によれば、優れた企業のなかには、「本部」や「本社」といった一元発信的な呼び名をやめて、さまざまな現場の要請を調停する「(現場の)サポートセンター」と呼んでいるところもあるそうです(奥中 1997)。これこそ消費者本位の発想にたった呼び名でしょう。

アメリカやカナダ、イギリスなどにおける特殊教育では、医師、教育者、介護・福祉関係者、関係行政官、地域社会のひとびと、そしてもちろん保護者と当人がひとつのチームをつくり、それぞれの子どものあった治療、教育の目標とそのプログラムが作成されます。特殊教育者は、むしろこれら関連分野のオーガナイザーとして存在しています(全日本特殊教育研究連盟編 1991)。保護者はそのなかで重要な役割をはたして、専門家である教師や医師をむしろ有効につかうという発想の転換が必要です。つまり、ノーマライズされた教育と福祉のあり方は、利用できる人的・物的・経済的リソースを、各個人それぞれの必要に応じて、有効にプランニングすることからなっています。社会や制度が個人のために組織されなされるわけです。

このような社会と個人の間を、わたしは「個人主義」と呼びたいと思います。ここで言う個人主義とは、社会と個人との関係において、個人を目的・価値とし、社会を個人のための手段・道具と考える立場のことです。この立場では、国際機関、国家、地方公共団体、企業などのあらゆる組織は、個々人の幸福なり目的なりを追求のための共通のツールにすぎないとされます。社会は、個人に奉仕することによって価値をもつのです。日本の問題点は、村上龍が指摘するように、国家的目標がなくなり、むしろ個人に価値を見ださなくてはならないのに、「個人的な価値観と目標を未だに見いだせない」点にあると思います。

VII ノーマライゼーションと民主主義

さきに述べたように、経営の世界では、生産者中心主義から消費者(顧客)中心主義へという転換がくりかえし叫ばれています。あるいは、従来型の日本企業の株主総会は株主の意見が反映しにくく、株主の利益が軽視されていると国内外から批判されました。企業は、消費者や株主にあ

わせておのれを変えていかなければ生きていけません。でもじつは、近代国家と株式会社はおなじ構造をしていることは、あまり知られていないように思います。意外に思われる方は、下の図を見てください。(図2)

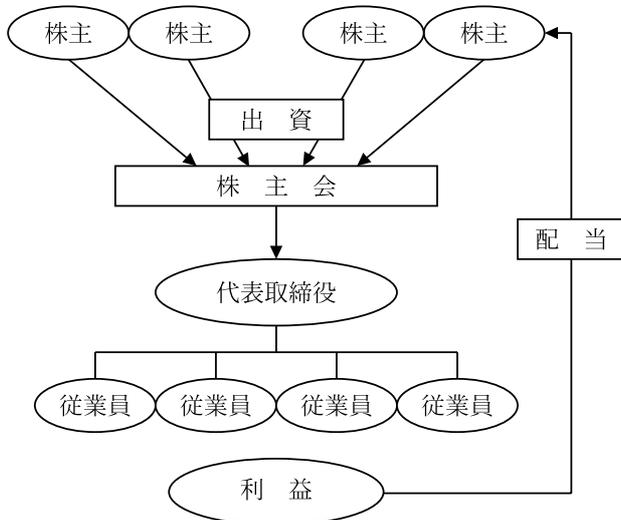


図2

これが株式会社の構成です。まず株主が出資して資本金をつくり、それを代表取締役(社長)に預けて、経営をさせます。社長は従業員をつかって利益をあげ、株主に配当します。会社は株主のものでし、社長以下、会社員にとって株主は、自分の立場もつくりだしている創造神のような存在です。近代国家はこれとおなじ構造をしています。(図3)

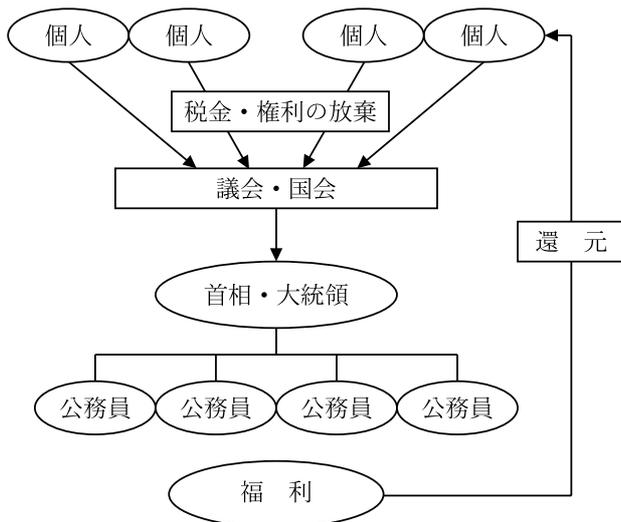


図3

これが近代国家の構造です。個人は税金を納め、ある種の権利(たとえば、日本では銃器の所持など)を放棄します。こうしてあつまったパワーを、国会は首相・大統領以下の政府に「信託」します。首相・大統領以下の公務員は

議会に命ぜられた仕事をし、その福利を個人に還元します。

日本国憲法前文では、このことがつぎのように表現されています。「そもそも国政は国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」。したがって、公務員にとって国民は、自分の存在をつくりだした神です。これを主権者といいます。会社が株主の持ち物であるように、国家は主権者たる国民の所有物です。国家は、主権者に奉仕するための道具にすぎません。かつて絶対主義の時代まで、国は国王の所有物でした。家臣は王に奉仕するために存在しました。この主権者の地位に現在のわたしたちはいるのです。どれほどの日本人が、この近代国家の原理を自覚しているのでしょうか。

もうお分かりだと思います。個人に合わせて社会を設計するというノーマライゼーションの発想は、最初から近代民主主義の原理のなかにふくまれていたのです。ノーマライゼーションがどれくらい達成されているかは、その社会の民主主義の到達度をはかるよい尺度です。ウェルトハイマーは、「インクルージョンは第一義的には、教育の問題でも職業の問題でもなく、何よりあらゆる人びとに関わる基本的人権の問題である」(Wertheimer 1998: 5)と指摘していますが、これはまったくもっともな主張なのです。

VIII 特別な教育的ニーズについて

教育のノーマライゼーションにおおきな影響をあたえたものとして、さきにあげた国連の「1981年法」ともうひとつ、「ウォーノック・レポート」(1979)があげられます。メアリー・ウォーノック(Mary Warnock)は、イギリスの現象学を専門とする哲学者です。彼女のもとでまとめられた障害児教育のレポートは、障害別の分離教育を廃止し、従来の特殊教育という概念も「特別な教育的ニーズ(special educational needs, SEN)」という概念によってとらえなおすように提案しています。「特別な教育的ニーズ」とは、子どもたちを能力や障害別に分類して教育をするのではなく、子どもひとりひとりに着目し、その子に必要な援助を提供してゆくことを意味しています。これをもうすこし説明します。

たとえば、子どもに学習上の困難があったとします。それにたいして、ふたつの見方、態度のとり方があるでしょう。ひとつは、子どものほうに問題があるとする見方で、もうひとつは学習カリキュラムに問題があるとする見方です。このふたつにはそれぞれ前提があります。

まず、子どもに原因があるとする見方ではつぎのことが前提となっています(ユネスコ1997; United Nation 1994)。

- ① 「特殊」グループにはいる子どもたちがいる。
- ② 子どもの特殊性にあわせた「特殊」教育が必要である。

そのため、子どもを識別して障害別にふりわけると。

- ③ 同じような問題をかかえた子は、一緒にして教えるのがよい。専門家による「最善の治療」があるはずである。教育のモデルは医療である。
- ④ こうした子どもたち以外は「普通」である。

つまり、子ども原因があるとする従来の見方には、「障害別分類」「治療」「分離教育」という特徴があります。

しかし、この見方にはさまざまな問題があります。子どものかかえている問題が、障害別の分類にうまく当てはまらないことがありますし、型にはめて見るために子供の将来を悲観的に予測したりします。また「障害」というレッテルをはることで、その子の能力が「一般的に低い」と判断しがちになります。そして何より、「普通の」子どもたちとの接触機会が否定されてしまうのです。

またこれにたいして、学習カリキュラムに問題があるとする見方は、つぎのような前提に立ちます。

- ① どの子どもも学校の勉強でつまずくことがある
- ② 子どものどこが悪いのか、ではなく、教師の対応が重要である。
- ③ カリキュラムの改善はほかの子の学習にとっても役立つ。
- ④ 教師が実践方法を発展させようとするときには、周りから支援する必要がある。

この見方にとって、教育の主体はあくまで子どもであり、教師、保護者、医師は子どものサポーターであり、ファシリテーター（促進者）です。子どもを型にはめずに、チャレンジすることを重視します。また医療は、重要な役割をはたしますが、子どもへの唯一の接し方、対処法を提示するわけではありません。とくにあらゆる障害児教育を、正常へ復帰するための「治療」としてとらえる見方には問題があります。

さきに述べたように、子どもそれぞれの必要におうじて、利用できる人的・物的・経済的リソースを有効に組み立てる態度こそが、「特別な教育的ニーズ」の基礎をなしています。そこには、個人に合わせて制度や組織を調整するというノーマライゼーションの理念がすでにふくまれているのです。それは、「よりこまかく子どもの世話をすればよい」「よりこまかく分類して教育してゆけばよい」という発想とはまったく異なります。こうした態度はむしろ、管理主義的な教育の延長にすぎないでしょう。

したがって、特別な教育的ニーズの発想は、特殊教育だけに妥当するものではありません。それは、教育を、それぞれの子どもが学んでゆく過程をサポートすることとして考えるかぎり、普通教育にも適用可能です。特別な教育的ニーズは、いわゆる画一的教育のアンチ・テーゼだといえるでしょう。現に欧米諸国では、特別な教育的ニーズという観点にたつて統合教育がおこなわれ、そ

こ観点から健常な子どもの教育もなされています (Meijer et al. 1997; 全日本特殊教育研究連盟 1991)。

ですから、わたしは「特別な教育的ニーズ (special educational needs)」というよりも、むしろ「個別の教育的ニーズ (particular educational needs)」として特殊教育をとらえてゆくべきだと思います。こう考えてはじめて、特殊教育と普通教育の壁はなくなるのではないのでしょうか。

「個別性」を重んじる視点は何よりも大切だと思われま。統合教育やノーマライゼーションは、「ともに学ぶこと」や「ともに生きる」ことであるとしばしば主張されます。それはそのとおりですが、この「ともに」を、「画一的に」とか、「みんな同時に」「みんな同じことを」とかいった意味として解釈されれば最悪です。障害をもったひとは、既存の社会への苦しい同化を余儀なくされるでしょう。

「個別性や差異を認める」のではなく、違いを喜ばしいものとして、ひとびとを積極的に差異化し、個別化する姿勢が必要だと思います。ひとは異なっているとバラバラになり、社会性がなくなると考えるのはあやまりです。異なっているからこそ、共同して物事に当たる意味が生まれるのです。たとえば、サッカーは、それぞれ選手の持ち味が違うからこそ、チームプレーをするのではないのでしょうか。むしろ、多くのひとが似すぎていると過当競争状態になり、おたがいに嫉妬しい、ひきずり落とそうとします。日本が競争過剰な状態にあるとすれば、それはひとつのことにみな殺到する画一性や集団主義が原因です。統合教育で強調されるべきは、「みんな一緒に」ではなく、「異なったひとがチームを組んで」という視点ではないのでしょうか。「ともに」という言葉には、その善意とは裏腹に、危険な響きを感じてなりません。

Ⅸ まとめ

- ① 日本においてノーマライゼーションの実現をはばんでいるのは、一元的発信社会 (タテ型社会) に個人をとりこもうとする集団主義的な思考法である。
- ② 一元的発信社会は、閉鎖性、ルールの軽視、新規参入者の冷遇などおおくの欠点をもっている。現在の日本では、このタイプの組織が組織不正などさまざまな社会問題をひきおこしている。
- ③ したがって、このタイプの社会からの脱却が望まれているのだが、かなりの数の日本人がいまだにこのメンタリティをひきずっていることが問題である。
- ④ 一方、ノーマライゼーションは、個人に合わせて社会を設計しようとする思想であり、価値を個人の存在においている。これは、個人が社会に適応・順応しなければならぬ一元的発信社会とは正反対の考え方に立っている。

- ⑤ ノーマライゼーションの考えは、最初から近代民主主義の原理のなかにふくまれている。ノーマライゼーションがどれくらい実現されているかは、その社会の民主主義の到達度を表している。
- ⑥ 「特別な教育的ニーズ」では、学習に困難がある場合、子どもではなく、学習カリキュラムに問題があるとする見方につ。それは、子どもそれぞれの必要に応じて、利用できる人的・物的・経済的リソースを有効に組み立てる態度である。そこには、ノーマライゼーションの理念がふくまれている。
- ⑦ 「特別な教育的ニーズ」は教育一般に妥当する考えであり、むしろ「個別の教育的ニーズ (PEN)」という言葉をつかうべきであろう。
- ⑧ ノーマライゼーションでめざすべきは、違いを喜ばしいものと考え、ひとを積極的に差異化してゆくと同時に、異なったひとがチームを組むような社会である。

参考文献

- 1) Foucault, Michel : 監獄の誕生. 田村俣訳, 新潮社, 1977.
- 2) 堀正嗣 : 障害児教育とノーマライゼーションー「共に生きる教育」をもとめて. 明石書店, 1998.
- 3) 堀正嗣 : 障害児教育のパラダイム転換 : 統合教育への理論研究. 柘植書房, 1994.
- 4) 石渡和実 : Q&A 障害者問題の基礎知識. 明石書院, 1997.
- 5) 小池将文 : 論壇 : 障害は個性と考えたい. 「朝日新聞」1996/6/6 (朝刊).
- 6) 河野哲也 : 障害は「個性」か?ー特殊教育とその倫理的問題. 「慶応義塾大学日吉紀要ー人文科学」No.15 : 1-28, 2000.
- 7) Meijer, Cor J.W., Sip Jan Pijl & Seamus Hegarty : 特別なニーズ教育への転換ー統合教育の先進 6 ケ国比較研究. 渡邊益男 (監訳), 川島書店, 1997.
- 8) 村上龍 : 寂しい国の殺人. シングルカット, 1998.
- 9) 中根千枝 : タテ社会の人間関係. 講談社現代新書, 1967.
- 10) 中根千枝 : タテ社会の力学. 講談社現代新書, 1978.
- 11) 中野善達 (編) : 国際連合と障害者問題. エンパワメント研究所, 1997.
- 12) Nirje, Bengt : ノーマライゼーションの原理 [増補改訂版]ー普遍化と社会改革を求めて. 河東田博・橋本由紀子・杉田穂子, 和泉とみ代 (訳編), 現代書館, 1998.
- 13) ノーマライゼーションの現在シンポジウム実行委員会 (編) : ノーマライゼーションの現在. 現代書館, 1992.
- 14) ユネスコ監修 : ユネスコがめざす教育. 落合俊郎・堀智晴・大屋幸子 (訳), 田研出版, 1997.
- 15) 奥中恭樹 : ミスミの人事革命. 東洋経済新報社, 1997.
- 16) 大塚斌 : 身近な話しーよいことわるいこと. 「経営倫理」Vol.12, 3-4, 2000.
- 17) Rogers, Everett M. & Rehka Agarwala-Rogers : 組織コミュニケーション学入門. 宇野善康・浜田とも子 (訳), プレーン出版, 1985.
- 18) 総理府 : 平成 7 年版障害者白書ーバリア・フリー社会を目指して. 大蔵省印刷局, 1995a.
- 19) 総理府・障害者対策推進本部 : 障害者プランーノーマライゼーション七カ年戦略. 大蔵省印刷局, 1995b.
- 20) 総理府 : 平成 8 年版障害者白書 : 障害者プランの着実な推進. 大蔵省印刷局, 1996.
- 21) 総務庁行政監察局編 : ノーマライゼーションの実現に向けて. 大蔵省印刷局, 1996.
- 22) *Special educational needs: a response to the report of the Committee of Enquiry into the Education of Handicapped Children and Young People (Warnock report)*. London: NATFHE, 1979.
- 23) 滝坂信一 : 養護学校の教育と展望. 日本重複障害教育研究会 (編), 日本アビリティーズ協会, No.116, 31-40, 2000.
- 24) United Nations : *Final Report World Conference on Special Needs Education: Access and Quality*. Samalanca, Spain, 7-10 June 1994.
- 25) Wertheimer, Alison : 障害児と共に学ぶーイギリスのインクルージョン教育. 桑の会 (訳), 明石書店, 1998.
- 26) 山岸俊男 : 安心社会から信頼社会へ. 中公新書, 1999.
- 27) 山岸俊男 : 社会的ジレンマのしくみ. サイエンス社, 1990.
- 28) 山本和儀 : とともに学び、ともに生きるーノーマライゼーションの理念と統合教育の実践. 大阪書籍, 1995.
- 29) 全日本特殊教育研究連盟 (編) : 最新世界の特殊教育ー40カ国と日本の比較. 日本文化科学社, 1991.